

令和3年2月19日
中部管区行政評価局

「農業用ため池の管理及び保全に関する実態調査」を開始

中部管区行政評価局(局長:土屋光弘)は、地域の住民生活に密着した行政上の課題や問題を取り上げ、行政運営の改善を図るための調査を企画し実施しています。

ため池は、東海地方にも多数存在していますが、近年、離農や都市化の進展などにより農業用として利用されないものが発生するとともに、権利関係の不明確化や、農業従事者の高齢化などにより管理組織が弱体化するなど、日常の維持管理が適正に行われなくなることが課題となっています。実際、自然災害によりため池が被災する事案が発生しており、また、南海トラフ地震などの巨大地震が発生した場合などには、決壊等による被害の発生が懸念されています。

このため、当局では、ため池の管理の実態を把握し、その適正な管理を促すことによって、地域住民の安心・安全に資することを目的として、本調査を実施することとしましたので、公表します。

【照会先】

総務省 中部管区行政評価局
評価監視部 第3評価監視官 森田 敏尚
電話：052-972-7427 FAX：052-972-7450
中部管区行政評価局ホームページ
<https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu.html>



農業用ため池の管理及び保全に関する実態調査

調査の背景

- ため池は、江戸時代以前の建築物も多く、老朽化が進行するとともに、所有者等の世代交代から、その権利関係が不明又は複雑化し、管理組織が弱体化
- このため、ため池について、日常の維持管理、豪雨や震災対応に懸念
- 農林水産省は、平成25年度から、ため池一斉点検や耐震・豪雨に対する詳細調査を開始



- 令和元年7月、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行
- ため池について所有者や管理者、管理内容などに関する情報を届出等によりの確に把握し、適正な管理及び保全に努めることで、決壊による災害の発生を防止
- 管理上必要な措置が講じられていない場合は、都道府県が勧告等の措置



- ため池の適正な管理を図り、地域住民の安全・安心を確保する観点から、県及び市町村における
 - ・ ため池に関する情報の把握・整備状況
 - ・ 所有者・管理者が不明なため池への対応状況等の実態を調査
- 調査の中で把握された有益な取組については、関係機関に周知することで今後の取組等を促進

主な調査項目

- 1 ため池の安全上重要な情報の把握・整備状況
- 2 ため池の管理等の現状と対応方策の推進状況

調査対象

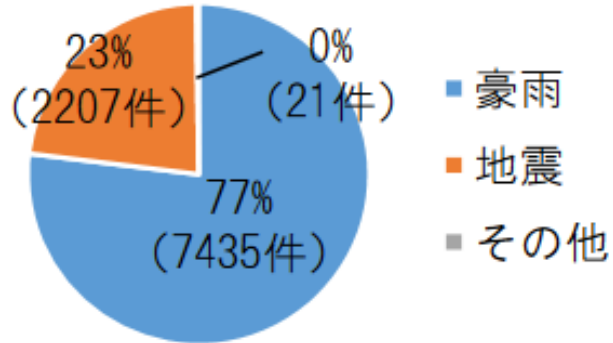
東海農政局、県、市町村、関係団体など

調査期間

令和3年2月～5月(予定)

参考資料

1 全国における直近10年間のため池の被災原因



【出典】

「ため池の被災状況」(令和2年1月 農林水産省農村振興局 整備部防災課)より抜粋
 (注)小数点以下を四捨五入しているため、「その他」(0.2%)を0%と表記している。

豪雨により被災したため池(三重県)



【出典】

「令和元年度 災害応急用ポンプ貸出実績」(東海農政局)より抜粋

2

東海3県におけるため池数

(単位:箇所)

	ため池数	防災重点ため池数※
愛知県 (R2.5末時点)	2,073	1,144
三重県 (R2.8末時点)	3,301	1,640
岐阜県 (R2.7末時点)	2,236	1,423

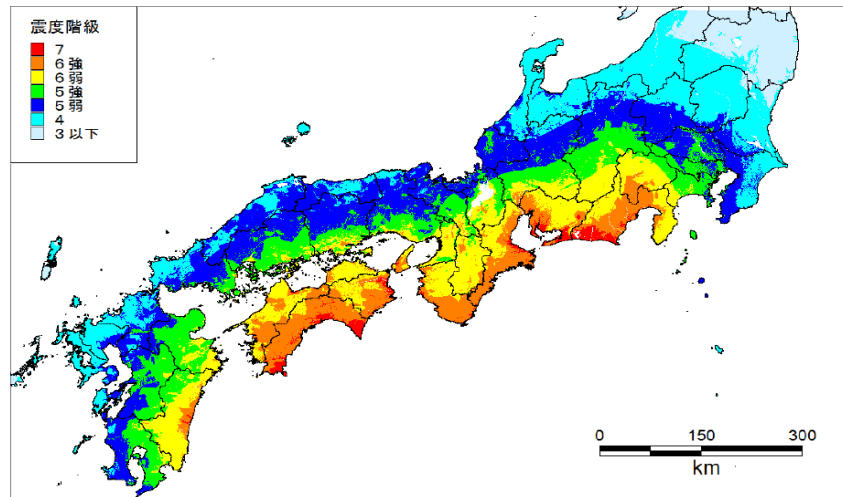
※ 防災重点ため池は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるとされているため池

【出典】 各県ため池データベースより、当局が作成

3

南海トラフ巨大地震の震度分布

(強震波形4ケースと経験的手法の震度の最大値の分布)



【出典】

「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」(平成25年5月 内閣府(防災担当))より抜粋